



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市道路占用規則の一部を改正する規則	建設局道路工務課	1
告示	令和7年度神戸市国民健康保険基礎賦課額の保険料率	福祉局国保年金医療課	3
告示	令和7年度神戸市国民健康保険後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	福祉局国保年金医療課	4
告示	令和7年度神戸市国民健康保険介護納付金賦課額の保険料率	福祉局国保年金医療課	5
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(塩屋柏台自治会ほか)	地域協働局地域活性課	6
告示	補食給食食券代金の徴収業務委託	教育委員会事務局健康教育課	9
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称の変更	福祉局くらし支援課	12
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	13
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	14
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 神出村第74号線)	建設局道路管理課	15
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 高和志染線)	建設局道路管理課	16
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(唐櫃台住宅地地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	17
公告	建築基準法第42条第1項4号の規定に基づく道路の指定	建築住宅局建築指導部 建築安全課	18
公告	開発行為に関する工事の完了(東灘区鴨子ヶ原2丁目ほか)	都市局都市計画課	19
公告	神戸市名谷町社谷土地区画整理組合の解散の認可	都市局地域整備推進課	20
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	21
交通局	交通局現業員採用規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	22
交通局	神戸市高速鉄道乗車規程の一部を改正する規程	交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課	24
教育委員会	神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務課	26
教育委員会	教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令	教育委員会事務局総務課	30

神戸市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月3日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第2号

神戸市道路占用規則の一部を改正する規則

神戸市道路占用規則(昭和46年4月規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(復旧工事の費用の負担)</p> <p>第25条 占有者は第22条第2項の規定により市長が復旧工事を行なった場合は、<u>法第62条の規定に基づき、道路の占有に関する工事に要する費用として、その復旧費(工事直接費及び間接費の合計額とし、間接費は工事直接費の12%とする。)</u>を負担しなければならない。</p> <p>2 占有者は、第22条第1項の規定により自ら復旧工事を行なう場合には、<u>法第62条の規定に基づき、道路の占有に関する工事に要する費用とし</u></p>	<p style="text-align: center;">(復旧工事の費用の負担)</p> <p>第25条 占有者は第22条第2項の規定により市長が復旧工事を行なった場合は、その復旧費(工事直接費及び間接費の合計額とし、間接費は工事直接費の12%とする。)を負担しなければならない。</p> <p>2 占有者は、第22条第1項の規定により自ら復旧工事を行なう場合には、市長が必要とする監督費を負担するものとし、その額は工事直接費</p>

て、市長が必要とする監督費を負担するものとし、その額は工事直接費の6%とする。

3～5 [略]

の6%とする。

3～5 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市告示第 139 号

令和7年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）第15条第1項及び第2項の規定により基礎賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 所得割に係る基礎賦課額の保険料率

令和7年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 7.74%

2 被保険者均等割に係る基礎賦課額の保険料率

被保険者1人当たり 34,400円

3 世帯別平等割に係る基礎賦課額の保険料率

1世帯当たり 22,230円

神戸市告示第 140 号

令和7年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号。以下「条例」という。）第15条の10第1項及び同条第2項において準用する条例第15条第2項の規定により後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、条例第15条の10第2項において準用する条例第15条第3項の規定により告示する。

令和7年5月23日

神戸市長 久元喜造

1 所得割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

令和7年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 3.02%

2 被保険者均等割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

被保険者1人当たり 13,230円

3 世帯平等割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

1世帯当たり 8,550円

神戸市告示第 141 号

令和7年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号。以下「条例」という。）第15条の19第1項及び同条第2項において準用する条例第15条第2項の規定により介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、条例第15条の19第2項において準用する条例第15条第3項の規定により告示する。

令和7年5月23日

神戸市長 久元喜造

1 所得割に係る介護納付金賦課額の保険料率

介護納付金賦課被保険者に係る令和7年度の基礎控除後の総所得金額等の額  
に対し 2.67%

2 被保険者均等割に係る介護納付金賦課額の保険料率

介護納付金賦課被保険者1人当たり 13,960円

3 世帯別平等割に係る介護納付金賦課額の保険料率

1世帯当たり 6,740円

神戸市告示第150号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、塩屋柏台自治会、鳴子自治会、川添自治会、舞多聞西1丁目北自治会、栄団地自治会、自彊自治会、小部第二地区自治会、小東山手自治会、学が丘4丁目自治会、豊浦自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月3日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	塩屋柏台自治会	鳴子自治会	川添自治会
主たる事務所	神戸市垂水区塩屋北町4丁目7番24号	神戸市北区鳴子1丁目10番地の3	神戸市北区有野町有野2073番地の4
代表者の氏名	杉本 雅也	渡邊 奈津子	山本 博貴
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋北町1丁目2番20号	神戸市北区鳴子1丁目10番地の3	神戸市北区有野町有野2073番地の41

名称	舞多聞西1丁目北自治会	栄団地自治会	自彊自治会
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目24番8号	神戸市西区押部谷町栄290番地の9	神戸市北区道場町塩田2780番地の8
代表者の氏名	浅見 貞範	植野 智也	中田 進
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目24番8号	神戸市西区押部谷町栄290番地の9	神戸市北区道場町塩田2731番地

名称	小部第二地区自治会	小東山手自治会	学が丘4丁目自治会
主たる事務所	神戸市北区山田町小部字大歳馬場13番地	神戸市垂水区小東山手1丁目7番3-1号	神戸市垂水区学が丘4丁目16番12号
代表者の氏名	古志根 茂	武田 美幸	玉置 恵資
代表者の住所	神戸市北区山田町小部字大歳馬場13番地	神戸市垂水区小東山手1丁目7番3-1号	神戸市垂水区学が丘4丁目16番12号

名称	豊浦自治会
主たる事務所	神戸市北区長尾町宅原927番地
代表者の氏名	上垣 典久
代表者の住所	神戸市北区長尾町宅原726番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 塩屋柏台自治会 令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	笠原 伸郎	杉本 雅也
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋北町2丁目15番3号	神戸市垂水区塩屋北町1丁目2番20号

(2) 鳴子自治会 令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区鳴子2丁目7番地の1	神戸市北区鳴子1丁目10番地の3
代表者の氏名	木谷 有良	渡邊 奈津子
代表者の住所	神戸市北区鳴子2丁目7番地の1	神戸市北区鳴子1丁目10番地の3

(3) 川添自治会 令和7年4月13日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	前川 光春	山本 博貴
代表者の住所	神戸市北区有野町有野2073番地の32	神戸市北区有野町有野2073番地の41

(4) 舞多聞西1丁目北自治会 令和7年4月13日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目24番7号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目24番8号
代表者の氏名	勝 庸一	浅見 貞範
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西1丁目24番7号	神戸市垂水区舞多聞西1丁目24番8号

(5) 栄団地自治会 令和7年4月13日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区押部谷町栄290番地の45	神戸市西区押部谷町栄290番地の9
代表者の氏名	狩場 泰治	植野 智也
代表者の住所	神戸市西区押部谷町栄290番地の45	神戸市西区押部谷町栄290番地の9

(6) 自彊自治会 令和7年4月13日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	南本 昭夫	中田 進
代表者の住所	神戸市北区道場町塩田2674番地	神戸市北区道場町塩田2731番地

令和7年6月3日 神戸市公報第3913号

(7) 小部第二地区自治会

令和7年4月20日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区山田町小部字向井11番地	神戸市北区山田町小部字大歳馬場13番地
代表者の氏名	南場 茂樹	古志根 茂
代表者の住所	神戸市北区山田町小部字向井11番地	神戸市北区山田町小部字大歳馬場13番地

(8) 小束山手自治会

令和7年4月20日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区小束山手1丁目27番9号	神戸市垂水区小束山手1丁目7番3-1号
代表者の氏名	森 和人	武田 美幸
代表者の住所	神戸市垂水区小束山手1丁目27番9号	神戸市垂水区小束山手1丁目7番3-1号

(9) 学が丘4丁目自治会

令和7年4月23日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区学が丘4丁目20番27号	神戸市垂水区学が丘4丁目16番12号
代表者の氏名	植山 雅代	玉置 恵資
代表者の住所	神戸市垂水区学が丘4丁目20番27号	神戸市垂水区学が丘4丁目16番12号

(10) 豊浦自治会

令和7年4月27日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	西口 博己	上垣 典久
代表者の住所	神戸市北区長尾町宅原708番地	神戸市北区長尾町宅原726番地

神戸市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の第1項の規定により次に掲げる学校に係る補食給食食券代金の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年6月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 学校名及び受託者

学校名	委託先
神戸市立神戸工科高等学校	大阪府中央区南本町1丁目7番15号 株式会社馬淵商事大阪支店 代表者 支店長 吉松 康成
神戸市立楠高等学校	神戸市兵庫区御崎本町2丁目2番1号 鶴家給食 代表者 石田 邦子
神戸市立摩耶兵庫高等学校	神戸市須磨区板宿町3丁目7番24号 株式会社とくしま 代表者 代表取締役 大西 政雄

2 委託を開始した日

令和7年4月1日

# 令和7年6月3日 神戸市公報第3913号

神戸市告示第152号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年6月3日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
精療クリニック小林	神戸市中央区元町通2丁目8番14号	令和7年4月1日
さえき心療クリニック	神戸市西区学園西町1丁目13	令和7年4月1日
たくみ内科クリニック	神戸市垂水区学が丘7丁目1-31	令和7年4月1日
幸地クリニック	神戸市中央区三宮町2丁目11-1	令和7年4月1日
徳丸歯科医院	神戸市兵庫区中道通1丁目1番8号	令和7年4月1日
しらい歯科クリニック	神戸市西区伊川谷町潤和天王1420-1	令和7年4月1日
なぎさ調剤薬局 磯馴店	神戸市須磨区磯馴町4丁目1番3号	令和7年4月1日
みどり薬局妙法寺店	神戸市須磨区妙法寺辻298-11	令和7年4月1日
北町センター薬局	神戸市北区日の峰2丁目3番1号	令和7年4月1日
なぎさ調剤薬局 衣掛店	神戸市須磨区衣掛町4丁目2番31号	令和7年4月1日
みどり薬局 ポートアイランド店	神戸市中央区港島中町8丁目6-6	令和7年4月1日
みどり薬局 学園都市店	神戸市西区学園西町1丁目1-2	令和7年4月1日
訪問看護 link	神戸市中央区北長狭通4丁目9-23	令和6年11月1日
訪問看護ステーション グリーンアップル 長田須磨	神戸市長田区日吉町6丁目6番23号	令和7年5月1日
れいこ皮膚科クリニック	神戸市灘区神前町1丁目1番8号	令和7年5月1日

令和7年6月3日 神戸市公報第3913号

医療法人川崎病院 川崎在宅クリニック	神戸市兵庫区東山町3丁目3番地1	令和7年5月1日
さいた整形外科リハビリテーションクリニック	神戸市西区白水1丁目14番55号	令和7年5月1日
のだホームケアクリニック	神戸市北区鈴蘭台東町1丁目10番1号	令和7年5月1日
中川内科呼吸器科	神戸市長田区大塚町5丁目1番地21	令和7年4月1日
みこちゃん薬局	神戸市北区有野台6丁目19-8-3	令和7年5月1日
薬局クオリア	神戸市北区藤原台北町6丁目14-10	令和7年5月1日
兵庫住吉駅前 小西レディースクリニック	神戸市東灘区住吉本町1丁目7-2	令和7年5月1日
神戸岡本キッズファミリークリニック	神戸市東灘区岡本1丁目4番11号	令和7年5月1日
芦屋甲南クリニック	神戸市東灘区本庄町1丁目8-13	令和7年5月1日
さくら薬局 岡本店	神戸市東灘区岡本1丁目4番11号	令和7年5月1日
神戸スイミー皮膚科美容外科	神戸市中央区相生町3丁目1番2号	令和7年5月1日
やながわ小児科	神戸市垂水区星陵台1丁目4番8号	令和7年5月1日
一般社団法人隆起会 つじもと整形外科	神戸市中央区下山手通7-4-8	令和7年5月1日
すみれ薬局 神戸駅前店	神戸市中央区中町通2丁目1番16号	令和7年5月1日
のぞみ薬局 下山手通店	神戸市中央区下山手通7丁目4-8	令和7年5月1日

令和7年6月3日 神戸市公報第3913号

神戸市告示第153号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年6月3日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
(新)さかえ病院 (旧)協和病院	神戸市西区押部谷町栄191-1	令和7年4月1日
新)KOBACリニック 消化器内科・内視鏡内科・肛門外科・乳腺外科 (旧)KOBEC LINIC 内視鏡内科・大腸・肛門・乳腺外科	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目10番17号	令和7年4月1日
(新)医療法人慶春会玄冬庵クリニック (旧)医療法人慶春会松田・神戸クリニック	神戸市中央区御幸通5丁目2番5号	令和7年4月1日
はまかぜ薬局	神戸市須磨区須磨浦通5丁目7番1号	令和7年3月11日
まる訪問看護ステーション	(新)神戸市須磨区高倉台7丁目3番29号 (旧)神戸市須磨区離宮西町2丁目2-1	令和7年4月18日

令和7年6月3日 神戸市公報第3913号

神戸市告示第154号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年6月3日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
くぼたレディースクリニック	神戸市東灘区住吉本町1丁目 7-2	令和7年3月31日
エレガーノ甲南クリニック	神戸市東灘区本山南町3丁目 3-1	令和7年3月31日
長砂歯科医院	神戸市長田区二葉町6丁目7 -2	令和7年2月3日
新田歯科	神戸市須磨区竜が台7丁目9 -2	令和7年3月31日
芝辻歯科医院	神戸市東灘区本山北町3丁目 5-16	令和7年3月31日
なかむら歯科クリニック	神戸市兵庫区東山町1丁目1 2-23	令和7年3月31日
エビラ薬局	神戸市中央区中山手通1丁目 5-13	令和7年3月31日
祥漢堂薬局住吉店	神戸市東灘区住吉宮町3丁目 8-5	令和7年2月28日
みしまサンコー堂薬局	神戸市灘区水道筋5丁目2- 18	令和7年3月31日
春日野薬局 旧居留地店	神戸市中央区明石町3番地	令和7年3月31日
キリン堂薬局 兵庫南店	神戸市兵庫区駅南通3丁目4 -5	令和7年3月31日

神戸市告示第155号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年6月3日

神戸市長 久元喜造

1. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
中澤 依未(訪問鍼灸 マッサージ ピース)	中澤 依未	神戸市灘区山田町2 丁目1番12号	令和7年4月15日

2. あん摩・マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
中澤 依未(訪問鍼灸 マッサージ ピース)	中澤 依未	神戸市灘区山田町2 丁目1番12号	令和7年4月15日

3. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
桐野 琢也(きりの整 骨院)	桐野 琢也	神戸市垂水区千鳥が 丘1丁目3-15	令和7年5月1日

神戸市告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年6月4日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年6月17日まで一般の縦覧に供する。

令和7年6月3日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	神出村第74号線	神戸市西区神出町東字池ノ上604番6地先から 神戸市西区神出町東字南新内1932番地先まで	新	955.00	最大 9.40 最小 4.00
			旧	353.20	最大 1.00 最小 1.00

神戸市告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，道路の区域を次のように決定し，同条第2項の規定により，令和7年6月4日からその供用を開始する。

その関係図面は，神戸市建設局道路管理課に備え置いて，令和7年6月17日まで一般の縦覧に供する。

令和7年6月3日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	高和志染線	神戸市西区神出町東字苧谷谷1898番地先から 神戸市西区神出町東南新内1933番地先まで	427.50	最大 9.40 最小 4.00

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和7年5月26日

神戸市長 久元 喜造

- 1 建築協定の名称  
唐櫃台住宅地地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市北区唐櫃台1丁目911番 他

# 令和7年6月3日 神戸市公報第3913号

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路として指定したものは次のとおりです。

令和7年6月3日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	道路の名称	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
令和7年度 第1号	令和7年5 月19日	神戸国際港都 建設事業鈴蘭 台駅北地区土 地区画整理事 業区画道路 区画道路5号 線	神戸市北区鈴蘭 台北町2丁目	49.7	6.0~8.0
令和7年度 第2号	令和7年5 月19日	神戸国際港都 建設事業鈴蘭 台駅北地区土 地区画整理事 業区画道路 区画道路6号 線	神戸市北区鈴蘭 台北町2丁目	140.0	6.4~6.65

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおりに

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年6月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目18番1、18番24、18番25

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県川西市小戸2丁目4番1号

株式会社ONLY ONE REAL ESTATE

代表取締役 奥村達也

許可番号

令和6年10月16日 第8211号

（変更許可 令和7年2月25日 第2201号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区枝吉4丁目112番1、112番2、112番3、112番4、112番5、112番6

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市垂水区千鳥が丘2丁目2番9号

株式会社加藤

代表取締役 加藤 達哉

許可番号

令和6年11月7日 第8222号

（変更許可 令和7年4月30日 第2213号）

# 令和7年6月3日 神戸市公報第3913号

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、神戸市名谷町社谷土地  
区画整理組合の解散の認可をしましたので、同条第5項の規定により公告します。

令和7年6月3日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道告示第6号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和7年6月3日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42504	株式会社 サンノミヤ	神戸市須磨区高倉台 4丁目2-5	三宮 康誉	令和7年5月31日
42505	ミザック 株式会社	大阪府大阪市北区 堂島浜1丁目4-16 アクア堂島NBFタワー 17階	征木 隆弘	令和7年5月31日

交通局現業員採用規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年6月3日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第3号

交通局現業員採用規程の一部を改正する規程

(交通局現業員採用規程の一部改正)

第1条 交通局現業員採用規程(昭和33年6月27日交規程第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第5条 前条の選考を受けることができる者の資格は、教育基本法(平成18年法律第120号)第5条に定める義務教育を受け、かつ、次に掲げる年齢、免許等の資格要件を有するものとする。</p> <p>ただし、人事委員会において、労務職員採用の選考に関する規則(平成4年10月16日人委規則第7号)の特例の決定があった場合は、その決定に準じるものとする。</p>	<p>第5条 前条の選考を受けることができる者の資格は、教育基本法(平成18年法律第120号)第5条に定める義務教育を受け、かつ、次に掲げる年齢、免許等の資格要件を有するものとする。</p> <p>ただし、人事委員会において、労務職員採用の選考に関する規則(平成4年10月16日人委規則第7号)の特例の決定があった場合は、その決定に準じるものとする。</p>

職種名		資格要件		職種名		資格要件	
		年齢	免許等			年齢	免許等
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
高速鉄道車掌		18歳以上27歳未満	必要に応じて行う筆記 検査又は実地検査に合格すること。	高速鉄道車掌		18歳以上23歳未満	必要に応じて行う筆記 検査又は実地検査に合格すること。
駅掌		満		駅掌		満	
2～3	[略]			2～3	[略]		

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

神戸市高速鉄道乗車規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年6月3日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第4号

神戸市高速鉄道乗車規程の一部を改正する規程

神戸市高速鉄道乗車規程（昭和52年2月21日交規程第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(危険物等の持込禁止)	(危険物等の持込禁止)
第7条 【略】	第7条 【略】
(1) 【略】	(1) 【略】
(2) 【略】	(2) 【略】
(3) 【略】	(3) 【略】
(4) 【略】	(4) 【略】
(5) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定義する身体障害者補助犬又はこれに準ずるもので交通事業管理者が認めたもの及び愛がん用動	(5) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定義する身体障害者補助犬又はこれに準ずるもので交通事業管理者が認めたもの及

<p>物等で容器に入れたものを除く。)</p> <p>(6) 【略】</p> <p>(7) 【略】</p> <p>(8) 【略】</p> <p>2. <u>前項の愛がん用動物とは、小犬・猫・鳩またはこれらに類する小動物(猛獣および蛇の類を除く)であり、次の各号に該当する場合は、車内に持ち込むことができる。</u></p> <p><u>(1) 他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が120cm以内の専用の容器に収納したもの</u></p> <p><u>(2) 専用の容器に収納した重量が10kg以内のもの</u></p>	<p>び愛がん用小鳥等で容器に入れたものを除く。)</p>
---	-------------------------------

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年6月3日から施行する。

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月26日

神戸市教育委員会  
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第3号

神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則(平成15年2月教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休暇)</p> <p>第24条 職員の休暇の承認は、校長が行う。</p>	<p>(休暇)</p> <p>第24条 職員の休暇の承認は、校長が行う。<u>ただし、引き続き3日以上にわたる校長の休暇の承認は、教育長が行う。</u></p> <p><u>2 職員の海外旅行を目的とする休暇(第5条第1項第3号から第6号までに定める休業日を除く。)の承認は、教育長が行う。</u></p>

(幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市立幼稚園の管理運営に関する規則（平成17年3月教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休暇)</p> <p>第16条 職員の休暇の承認は、園長が行う。</p>	<p>(休暇)</p> <p>第16条 職員の休暇の承認は、園長が行う。<u>ただし、引き続き3日以上にわたる園長の休暇の承認は教育長が行う。</u></p> <p>2 職員の海外旅行を目的とする休暇<u>（園則第8条第1項第3号から第6号までに定める休業日を除く。）</u>の承認は教育長が行う。</p>

（高等学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第3条 神戸市立高等学校の管理運営に関する規則（平成17年3月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休暇)</p> <p>第21条 職員の休暇の承認は、校長が行う。</p>	<p>(休暇)</p> <p>第21条 職員の休暇の承認は、校長が行う。<u>ただし、引き続き3日以上にわたる校長の休暇の承認は、教育長が行う。</u></p> <p>2 職員の海外旅行を目的とする休暇 <u>(学則第5条第1項第3号から第6号までに定める休業日を除く。)</u>の承認は教育長が行う。</p>

(特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則（平成17年3月教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休暇)</p> <p>第18条 職員の休暇の承認は、校長が行う。</p>	<p>(休暇)</p> <p>第18条 職員の休暇の承認は、校長が行う。<u>ただし、引き続き3日以上にわたる校長の休暇の承認は教育長が行う。</u></p> <p>2 職員の海外旅行を目的とする休暇</p>

(学則第5条第1項第3号から第6号までに定める休業日を除く。)の承認は教育長が行う。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年5月26日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育長訓令甲第1号

教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等専決規程（平成29年4月教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。



附 則

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。